

個人情報保護条例及び情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第10号

個人情報保護条例及び情報公開条例の一部を改正する条例

(個人情報保護条例の一部改正)

第1条 個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの</u>（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p>ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第60条を除き、以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u></p> <p>イ <u>個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>(2) [略]</p>

(3) 公文書 実施機関の職員（議会にあっては、事務局の職員に限る。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第60条を除き、以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア・イ [略]

(4)～(6) [略]

（個人情報取扱事務の登録）

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が整理して記録された公文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(1)～(9) [略]

2～5 [略]

（個人情報の開示義務）

第12条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人

(3) 公文書 実施機関の職員（議会にあっては、事務局の職員に限る。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア・イ [略]

(4)～(6) [略]

（個人情報取扱事務の登録）

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が整理して記録された公文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(1)～(9) [略]

2～5 [略]

（個人情報の開示義務）

第12条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人

<p>を識別することができることとなるものを含む。) 又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>(部分開示)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 開示請求に係る個人情報に前条第3号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第69条 [略]</p> <p>2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)その他の法令の規定により同法第4章の規定の適用を受けない個人情報については、第2章(第1節を除く。)の規定は、適用しない。</p>	<p>を識別することができることとなるものを含む。) <u>若しくは個人識別符号が含まれるもの</u>又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>(部分開示)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 開示請求に係る個人情報に前条第3号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等<u>及び個人識別符号</u>の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第69条 [略]</p> <p>2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律その他の法令の規定により同法第4章の規定の適用を受けない個人情報については、第2章(第1節を除く。)の規定は、適用しない。</p>
<p>2 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>要配慮個人情報</u> 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとし</p>

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(個人情報取扱事務の登録)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が整理して記録された公文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 個人情報の記録項目

(6)～(9) [略]

2～5 [略]

(収集の制限)

第4条 [略]

2・3 [略]

4 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)・(2) [略]

(3) 前2号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めるとき。

て実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(個人情報取扱事務の登録)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が整理して記録された公文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 個人情報の記録項目 (要配慮個人情報が含まれるときは、その旨)

(6)～(9) [略]

2～5 [略]

(収集の制限)

第4条 [略]

2・3 [略]

4 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)・(2) [略]

(3) 前2号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、要配慮個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めるとき。

第77条 県が設立した地方独立行政法人は、この条例（第3章を除く。）の規定の適用については、実施機関とみなす。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第3号	[略]
[略]	

第77条 県が設立した地方独立行政法人は、この条例（第3章を除く。）の規定の適用については、実施機関とみなす。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第4号	[略]
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

(情報公開条例の一部改正)

第2条 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(行政文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ [略]</p>	<p>(行政文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（<u>文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。</u>）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ [略]</p>

(3)～(6) [略]	(3)～(6) [略]
2 [略]	2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中表2の項の改正部分並びに附則第4項及び第5項の規定は、平成30年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 第1条(表2の項の改正部分に限る。次項を除き、以下同じ。)の規定の施行の日以後において同条の規定による改正後の個人情報保護条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第2号に規定する要配慮個人情報(以下「要配慮個人情報」という。)(改正後の条例第4条第4項第1号及び第2号の規定並びに附則第5項の規定により読み替えて適用される同条第4項第3号の規定に該当して収集し、保有されるものを除く。)を取り扱う事務を行うこととなる実施機関は、第1条の規定の施行前においても、岩手県個人情報保護審議会の意見を聴くことができる。

(経過措置)

3 第1条(表1の項の改正部分に限る。以下この項において同じ。)の規定の施行の際現に実施機関において行われている事務であって、同条の規定による改正後の個人情報保護条例第3条第1項の規定により新たに個人情報取扱事務となるものに係る同条第2項の規定の適用については、同項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について」とあるのは、「について、個人情報保護条例及び情報公開条例の一部を改正する条例(平成30年岩手県条例第10号)の施行後遅滞なく、」とする。

4 第1条の規定の施行の際現に実施機関が保有している個人情報であって、同条の規定の施行の日以後要配慮個人情報に該当することとなるものを取り扱う事務に係る改正後の条例第3条第2項の規定の適用については、同項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について」とあるのは、「について、個人情報保護条例及び情報公開条例の一部を改正する条例(平成30年岩手県条例第10号)第1条(表2の項の改正部分に限る。)の規定の施行後遅滞なく、」とする。

5 第1条の規定の施行の際現に実施機関が保有している個人情報(同条の規定による改正前の個人情報保護条例第4条第4項第3号の規定に該当して収集し、保有していたものに限る。)であって、第1条の規定の施行の日以後要配慮個人情報に該当することとなるものを取り扱う事務に係る改正後の条例第4条第4項第3号の規定の適用については、同号中「審議会の意見を聴いた上で、要配慮個人情報」とあるのは、「要配慮個人情報」とする。